



平成 20 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 エ ネ サ ー ブ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 下 賀 夫
(コード 6519 東証第一部・大証ヘラクレス S)
問 合 せ 先 財 務 部 長 西 澤 稔
(TEL 077・543・6330)

全部取得条項付株式全部の取得及び新たな普通株式交付の基準日に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 12 日、会社法第 370 条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、全部取得条項付株式全部の取得及び新たな普通株式交付の基準日について下記のとおりとすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成 20 年 10 月 24 日開催の臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会の特別決議により全部取得条項の付された当社株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）につき、平成 20 年 11 月 27 日を基準日と定め、同日最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された株主様をもって、当該株主様の有する全部取得条項付株式の全部（自己株式を除きます。）を平成 20 年 11 月 28 日を取得日として当社が取得し、これと引き換えに、当社が全部取得条項付株式 1 株に対し、0.0000003046 株の割合にて平成 20 年 10 月 24 日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式を交付する株主様といたします。

- (1) 基 準 日 平成 20 年 11 月 27 日（木曜日）
- (2) 公 告 日 平成 20 年 11 月 12 日（水曜日）
- (3) 公 告 方 法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<http://www.eneserve.co.jp>

以上